

山梨県立図書館設置及び管理条例附則第二項の規定による
山梨県立図書館の指定管理者の指定の手續に関する規則

平成二十三年十月十七日
山梨県教育委員会規則第十一号

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立図書館設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第四十九号。以下この条及び次条において「条例」という。）附則第二項の規定により条例の施行の日前においてもすることができるとされる山梨県立図書館の指定管理者の指定の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例附則第二項の規定によりその例によることとされる条例第八条第一項の規定による山梨県立図書館の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例附則第二項の規定によりその例によることとされる条例第八条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

(申請者)
主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の氏名 印
連絡先
担当者氏名
電話番号
FAX
e-mail

指定管理者指定申請書

山梨県立図書館の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立図書館設置及び管理条例第8条第1項の規定により、必要書類を添付のうえ申請します。